

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年1月14日（金）13時30分～14時55分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
大辻室長補佐、新井安全審査官、久川係員、高木技術参与
澁谷企画調査官（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、放射性物質分析・研究施設第2棟（以下「第2棟」という）に関し、昨年11月11日の前回面談時に原子力規制庁より説明を求めた燃料デブリ等の分析業務の全体像における第2棟の設置目的及び耐震クラス分類を行う際の公衆への被ばく影響の評価について、資料に基づき主に以下の説明があった。
 - 燃料デブリの分析に対して、第2棟は取り出し時の臨界管理の運用最適化や今後の分析技術の開発等のための分析を担うために必要な施設である。
 - 公衆への被ばく影響の評価を、遮へいが無い場合と建屋が終局状態に至らない場合について実施し、それぞれ234mSv/事象、1.6mSv/事象という結果であった。
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について主に以下のコメント等を伝えた。
 - 第2棟が廃炉工程の中で必要となる時期を含む、竣工までの具体的なスケジュールについて、東京電力において決定され次第早急に説明すること。
 - 今回示された公衆への被ばく影響の評価の中で、遮へいが無い場合が耐震クラス分類を行う際の評価に相当する。その上で、昨年9月8日に原子力規制委員会で「東京電力福島第一原子力発電所の耐震設計における地震動とその適用の考え方」を示す以前に申請され設計が進んでいた本件については、Ss900による耐震性の評価を確認した上で耐震クラス分類を確認することとするため、当該評価が終了し次第説明すること。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（第2棟の状況について）